第3次岡山県消費生活基本計画(仮称)素案からの修正等

*ページは素案のもの

	一ンは茶条のもの	
頁	変更前	変更後
2	特にスマートフォンの利用者の割合は、平	●出典、スマートフォングラフを追加
	成 23 年末の 16.2%から平成 26 年末には	
	47.1%まで、急激に増加しています。	
2	グラフ中「EC化率」	●注を追加
		*EC化率=全ての商取引における電子商取引
		の割合
5	平成26年度の相談件数増加の主な要因とし	平成 26 年度の相談件数増加の主な要因として
	ては、 <u>不当·架空請求</u> に関する相談の・・	は、 <u>不当(架空)請求</u> に関する相談の
5	図5,6	●出典を追加
5	「放送・コンテンツ等(ワンクリック請求	●区分の注を追加
	など)」が・・・	*相談内容区分の説明は、8ページ参照
6	契約当時者の年代別の相談件数は、平成 22	契約当事者の年代別の相談件数は、平成 22 年度
	年度以降、どの年度においても 70 歳以上が	以降、どの年度においても <u>70 歳以上の区分</u> が最
	最も多くなっています。60歳以上の割合 <u>は</u>	も多くなっています。60歳以上の割合 <u>も</u> 平成 23
	平成 23 年度以降・・・	年度以降・・・
6	割合の増加(平成 22 年 33.2%→平成 26 年	割合の増加(平成 22 年 33.2% (国勢調査) →平成
	34.9%)を上回っています	26 年 34.9% (岡山県毎月流動人口調査)) を上回って
		います
7	販売購入形態別の相談件数の割合は、「通信	販売購入形態別の相談件数の割合は、「通信販売」
	販売」が最も <u>多く</u> 、相談件数の約3分の1	が最も <u>高く</u> 、相談件数の約3分の1を占めてお
	を占めており、・・・、平成 26 年度は 670	り、・・・・、平成 26 年度は 670 件(7.7%)と年々
	件(7.7%)と年々 <u>減少</u> 傾向にあります。	<u>低下</u> 傾向にあります。
	平成 26 年度で見ると、60 歳以上の契約当	平成 26 年度で見ると、60 歳以上の契約当事者か
	事者からの相談割合が高い <u>のは、</u> ・・・	らの相談割合が高い <u>順に、</u> ・・・
7	29 歳以下の相談割合が比較的高いの	29歳以下では、相談割合が比較的高い順に、・・・
	<u>は</u> 、・・・	
8	【商品の主な内容】	●具体例を記載
	・放送・コンテンツ等:インターネット有料	【商品の主な内容と相談例】
	サイト(アダルト情報、出会い系等)の利用な	○放送・コンテンツ等
	<u></u>	<u> </u>
	・インターネット通信サービス:光回線、	サービス及び電話回線やインター
	プロバイダの変更など	<u>ネットを使って情報を得るサービ</u> スに関する相談
	・移動通信サービス:携帯電話、スマート	・スマートフォン使用中アダルト

- フォンなどの付帯サービスなど ・役務その他:結婚相手紹介、祈祷サービ スなど ・商品一般:商品を特定できない、又は、 特定する必要のない相談 <u>談</u> 〇役務その他
 - サイトに意図せず登録になり、 高額料金を請求された。
 - ・無料の出会い系サイトに登録し たところ、高額の番号交換料を 請求された。

〇インターネット通信サービス

インターネット通信に関するサ ービスで、インフラに関するもの及 び放送・コンテンツ等に分類されな いインターネット通信に関連した サービスに関する相談

・電話で今までよりも料金が安く なるからと勧められ、光回線や プロバイダを変更する契約をし たが、以前より高くなった。

○移動通信サービス

携帯電話、スマートフォン、モバイ ルデータ通信サービスに関する相

・店舗で、Wi-Fiに携帯を付け ると料金が安くなると勧められ 契約したが、高額料金が発生し

サービス業のうち、金融・保険、 運輸・通信、教育、教養・娯楽、 保健・福祉、外食・食事宅配・冠 婚葬祭・家事のいずれにも該当し ない役務

・結婚相手紹介サービス業者と契 約し料金を支払ったが、追加料 金を請求された上に、希望と違 <u>う人ばかり紹介された。業者の</u> 対応が悪いので返金して欲し い。

<u>○商</u>品一般

商品の相談であることが明確で あるが、商品の分類が特定できな い、または特定する必要がない相 談

- ・何かの料金を未納にしている ということで、身に覚えのない 「民事訴訟最終通告書」という はがきが届<u>いた。</u>
- ・注文した覚えのない荷物が届い た。差出人に電話をしても繋がら ない。

8 表 2

最も関心がある消費者問題は、・・・ 10

●平成 22 年、23 年を追加

関心がある消費者問題は、・・・

●図を追加

12	<u>県</u> 及び市町村の消費者行政の・・・	<u>都道府県</u> 及び市町村の消費者行政の・・・
12	岡山県消費生活センターを設置し、消費生	岡山県消費生活センターを設置し、消費生活に関
	活に関する <u>相談に応じるとともに、</u> 知識の	する県民からの相談に対応するとともに、知識の
	啓発、情報の収集・提供に努めてきました。	啓発、情報の収集・提供に努めてきました。
18	〔施策の方向 2〕	〔施策の方向 2〕
	食中毒の防止、不良食品の排除、適正な表	食中毒の防止、不良食品の排除、適正な食品表示、
	<u>示</u> 、添加物・・・	添加物・・・
		●食品表示コラム追加<別紙参照>
19	理容、 <u>美容</u> 、クリーニング・・	理容、 <u>美容、エステ</u> 、クリーニング・・
20	食の安全・安心に関する情報、リコール製	食の安全・安心に関する情報、製品事故、リコー
	品・・・	ル製品・・・
21	法律等に基づき、悪質な事業者に・・・	法律等に基づき、国や他の都道府県等とも連携
		<u>し、</u> 悪質な事業者に・・・
22	<u>震災時</u> 等における・・	大規模災害時等における・・
	〔施策の方向 2 〕 <u>震災時</u> 等における	〔施策の方向2〕 <u>大規模災害時</u> 等における
	<u>震災時</u> 等・	大規模災害時等・・
	連携を図り、食料、・・	連携を図り、協定等に基づき食料、・・
23	県民生活部、教育委員会、保健福祉部、・・	県民生活部、保健福祉部、教育委員会、
25	岡山県消費生活懇談会や消費生活モニター	岡山県消費生活懇談会や <u>消費者団体</u> 等から・・
	等から・・	
26	市町村に対して消費生活相談に対応できる	市町村に対して消費生活相談・消費者教育に対応
	人材育成の取組を支援するとともに、消費	できる人材育成の取組を支援するとともに、消費
	生活センターの設置や専門相談員の配置を	生活センターの設置や専門相談員の配置を働き
	働きかけます。	かけます。
	また、 <u>地域の状況に応じた方法での消費生</u>	また、消費生活相談業務に対して、相談員のレベ
	活情報の提供や消費者教育について、支援	ルアップ、消費生活情報の提供、困難事例への助
	<u>します。</u>	言や、地域の状況に応じた啓発活動についての先
		進事例の情報提供等の支援を行います。
27	○消費者団体訴訟制度	○消費者団体訴訟制度
	事業者の不当な勧誘や・・・	消費者被害拡大を防ぐため、事業者の不当な勧
		誘や・・・
		●コラムの内容を追加
		(1)適格消費者団体の差止請求(申入れ)事例
		①フィットネスジムの返金保証制度の記載削
		除
		②冠婚葬祭事業者の解約金条項使用差止請求
		③携帯事業者に対する解除に伴う解除料条項
		使用差止請求

		(2) 県内の適格消費者団体(平成 28 年 3 月現在)
		特定非営利活動法人消費者ネットおかやま(認
		定:平成27年12月8日)
		700-0026 岡山市北区奉還町 1 丁目 7 番 7 号
		TEL: 086-230-1316
28	消費生活のため、不適正な取引行為を・・・・	消費生活のため、国や他の都道府県等とも連携
		し、不適正な取引行為を・・・
		<u>0\</u> \@_\angle \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
30	消費生活相談員を配置する市町村数	消費生活相談員を配置する市町村数
30	消費生活相談員を配置する市町村数 15 <u>市町村</u>	

<追加掲載>

■ 巻頭:知事のあいさつ

■ 巻末:資料集(年表・条例·窓口一覧)

○食品表示について

平成27年4月1日に、「食品表示法」が施行されました。 食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の食品表示の規定を統合した一元的な制度になり、また、新しく「機能性表示食品」制度が始まりました。

食品

一般食品

栄養補助食品、健康補助食品、栄養調整食品の表示があるものは、一般食品

保健機能食品

機能性の表示ができる食品

特定保健用食品(トクホ)

健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められている。表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可している。

栄養機能食品

一日に必要な栄養成分(ビタミン、ミネラルなど)の補給・補完のために利用できる食品。既に科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、国が定めた表現によって機能性を表示できる。届出等は不要。

機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などを消費者庁長官へ届け出る。消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない。

医薬品

医薬部外品

*参考:消費者庁資料